

改正

平成31年 3 月 22日 30世障施第2130号

改正

令和4年2月1日3世障保第512号

世田谷区医療的ケア連絡協議会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 医療的ケアを要する者及びその家族が地域において必要な支援を円滑に受けることができるように、保健、医療、福祉、保育、教育その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整及び情報交換を図ることを目的として、世田谷区医療的ケア連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 世田谷区内における各機関の取組みに係る情報共有に関すること。
- (2) 医療的ケアを要する者及びその家族の支援に係る国や都の動向に関すること。
- (3) 医療的ケアを要する者及びその家族の支援に係る施策の充実に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、医療的ケアを要する者及びその家族の支援に必要な事項に関すること。

(委員)

第 3 条 協議会の委員は、別表に掲げる関係機関等に所属する者等のうちから、区長が任命又は委嘱する者をもって充てる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 第2条各号に掲げる事項を協議するにあたり、会長が必要と認めたときは、部会を設置することができる。

2 部会の組織その他運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、障害福祉部障害保健福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他の必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日30世障施第2130号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月1日3世障保第512号)

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

学識経験者
医師会
歯科医師会
薬剤師会
病院
研究機関 (国)
訪問看護ステーション
基幹相談支援センター
相談支援事業所
通所施設
短期入所施設
就労支援機関

特別支援学校
当事者
当事者家族
関係所管の部長